

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

五木・八代地域再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

熊本県、八代市、熊本県球磨郡五木村

3. 地域再生計画の区域

熊本県球磨郡五木村の全域及び八代市の区域の一部（旧泉村・旧坂本村の全域）

4. 地域再生計画の目標

五木・八代地域は九州の脊梁に位置し、東部は五木・五家荘県立自然公園を形成し、五木村及び旧泉村を総括して五木・五家荘地域と呼ばれており、古来より保存伝承されてきた旧泉村の久連子古代踊りや、五木村の子守唄等を春、夏、秋のイベントで披露し観光客誘致と特産品販売に取り組んできた。又、南部の旧坂本村は地域のほぼ中央を二分する形で球磨川が南北に流れており、農林業と紙パルプ製紙工業を地域の中心産業として栄えてきた。現在では、八竜山自然公園（天文台）、温泉センターの運営、親水公園の整備など観光振興と地域産業振興の両面から地域の活性化に取り組んでいる。五木・八代地域は熊本県の南部に位置し、五木村の人口1,375人、旧泉村の人口2,687人、旧坂本村の人口4,847人、合計8,909人（平成21年11月30日現在）五木村の面積252.94k㎡、旧泉村の面積266.59k㎡、旧坂本村の面積162.82k㎡、合計682.35k㎡を有し、森林が占める面積は94%であり、この広大な森林の植林及び育成伐採に地域の多くの人は従事してきた。

しかしながら、急速な少子・高齢化と過疎化は、基幹産業である林業において林家の高齢化と担い手不足を生じ、さらに、木材価格の長期低迷などから林業離れが進み、森林の保全にも深刻な問題を及ぼしている状況にある。

これらの対策として林道整備を促進し森林施業の効率化による生産コスト低減による林家の所得向上を図り、雇用の維持・促進による森林の保全につなげる。

また、五木・八代地域の森林は木材生産機能だけでなく水源涵養機能等のウ

エイトも高く、森林を保全することが景観創出に重要な役割を担っていることから、森林を観光資源として地域の魅力を高め、春の新緑、夏の避暑地、秋の紅葉と観光客誘致に取り込む。さらに、森林保全によりもたされる清流を利用したヤマメ養殖、キノコ等の特産物の販売促進を図り、一体的に地域の活性化を目指す。

目標 1 道整備による危険区域 1, 160m の解消

林道岳箱石線開設：移動時間 27 分を 6 分へ 21 分短縮、

林道八重線開設：移動時間 1 時間 20 分を 16 分へ 1 時間 4 分短縮。

前計画で実施した本地域の一部については目標の達成をみたが、地域全体としては未だに危険区域や未整備森林が存在しており今後も計画的に整備していく必要がある。

目標 2 五木・五家荘地域観光入込み客数 276, 582 人（平成 20 年度）
を 350, 000 人に増加

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

宮崎県椎葉村と旧泉村の縦木地区を結ぶ市道五家荘～椎葉線を整備することにより、観光客の通行上の安全性向上を図るほか、村道鶴線改良による国道と集落を結ぶ橋梁の建設により住民の安全な交通アクセスの向上を図る。又、林道八重線・岳箱石線の開設、林道南川内線・岩奥南川内線・水無線・鶴平線・山口小川内線・袈裟堂深水線・鶴喰大門瀬線・木々子日光線・破木寺前瀬線・深水線・板持陣之内線の改良及び舗装整備を行うことにより森林へのアクセスを確保し、森林施業の効率化を図る。

林業従事者の労働環境改善を図ることは、雇用促進及び国土保全、景観保全に強く連動しており、観光資源として森林を活用し地域が再生するために、村道の改良、林道の開設・改良・舗装事業は、当地域にとって重要な事業である。

また、山村の特性を活かした農家民宿の開業支援や、物産館での山の特産物販売の拡大を図る。

(5-2) 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

- ・市道五家荘～椎葉線

道路法に規定する市道に平成 12 年 6 月 13 日に認定済み

- ・村道鶴線

道路法に規定する村道に平成 21 年 12 月 18 日に認定済み

・林 道

森林法による球磨川地域森林計画（平成 20 年 4 月 1 日樹立）にすべての路線を記載。

整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。

[施設の種類（事業区域）、事業主体]

- ・市町村道（五木村、八代市の一部（旧泉村の全域））五木村、八代市
- ・林道（五木村、八代市の一部（旧泉村・旧坂本村の全域））五木村、八代市

[事業期間]

- ・市町村道（平成 22～26 年度）、林道（平成 22～26 年度）

[整備量及び事業費]

- ・市町村道 1.0 km、林道 16.8 km
- ・総事業費 1,216,600 千円（うち交付金 569,965 千円）
 - 市町村道 290,000 千円（うち交付金 145,000 千円）
 - 林道 926,600 千円（うち交付金 424,965 千円）

（5-3）その他の事業

道整備交付金を活用する事業以外に「五木・八代地域再生計画」を達成するため以下の事業を一体的に行う。

- ①林野庁の森林整備事業を活用し、作業道の整備を行うとともに造林、保育、間伐を促進させ、健全な森林育成を図る。（事業主体：八代市、五木村）
- ②定期的に観光イベントを開催し、観光客の入込み増加を図る。
（事業主体：八代市、五木村）
- ③農林家民宿の開業支援を行い、都市と農山村の交流を図る。
（事業主体：八代市）
- ④観光客の増加による物産館での特産品の販売拡大を図る。
（事業主体：八代市、五木村）
- ⑤八竜山自然公園内にある森林体験交流センター「さかもと八竜天文台」で七夕観望会、名月観望会などのイベントを開催し、山間地域と都市との交流を図る。（事業主体：八代市）

6. 計画期間

平成 22 年度～26 年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画策定主体である八代市及び五木村が計画終了後に必要な調査を行い状況を把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
特になし。